

平成29年度事業計画書

平成29年5月18日

一般社団法人日本繊維機械協会

1. 貿易促進事業

(1) ITMAASIA+CITME2018 の協賛事業

欧州繊維機械製造事業者団体(CEMATEX)と中国紡織機械器材工業協会(BJITME、CTMA)は、ITMAASIA+CITME2018 を2018年10月26日～30日まで中国上海市の虹橋エリアの「National Exhibition and Convention Center (NECC)」で開催する。

日本繊維機械協会(以下、「協会」と略す。)は、CEMATEX とのパートナーシップ契約を締結し、国内の繊維機械メーカ及び関連事業者等へ広く展示会の開催告知を実施する。また、前回の展示会開催に伴う出展者からの要望事項等を主催者へ申し入れ改善を図る。

前回 ITMAASIA+CITME2016 の実績(未だ、詳細な実績報告はないが)は下記の通り。

- ・1,673 exhibitors from 28 economies
- ・over 100,000 visitorship from 102 economies;
- ・over 86,000 square metres of net exhibition space.

<http://www.innovationintextiles.com/events-calendar/itma-asia-citme-2018/>

(2) ITMA2019 の協賛事業

CEMATEX は、ITMA2019 を2019年6月20日～26日までスペインのバルセロナで開催する。協会は、CEMATEX とのパートナーシップ契約を締結し、国内の繊維機械メーカ及び関連事業者等へ広く展示会の開催告知を実施するとともに、受付等業務を担当する ITMAServices と連携して出展者の募集に協力する。(出展受付は本年の第二四半期から開始予定。)

前回のイタリアのミラノでの開催実績は下記の通り(2015年11月開催)

- ・1,700 exhibitors from 46 economies
- ・123,000 visitorship from 147 economies
- ・108,300 square metres of net exhibition space

2. 調査研究事業

(1) 我が国繊維機械に関する統計について

① 繊維機械統計表の作成

協会は、我が国の繊維機械の生産活動等の実態把握を目的として、その生産(生産動態統計調査:経済産業省)、輸出・輸入(貿易統計調査:財務省)及び受注(機械受注統計調査:

内閣府)に関する統計資料を広く収集し、「繊維機械統計表」を作成する。また、会員企業のニーズを踏まえて、時系列版を提供する。

- ② 貿易統計の一部の品目については貿易統計分類及び輸出申告上の問題もあって生産と整合的な動向を把握できない品目が存在する。生産と整合的な品目概念で輸出データが利用できるような方策について会員企業の協力を得て検討し、試算値を推計する。
- ③ CTMA との協力事業及び世界繊維機械需給動向の把握についても、継続して検討する。

(2) 歴史的な繊維機械の情報収集等調査

- ① 国立科学博物館産業技術史資料情報センター・産業技術博物館データベース(HITNET)への繊維機械の登録情報の要請を会員企業各社に行ったところ。本年3月末には5社143件を登録した。今年度も、引き続き各社所有の繊維機械技術について登録依頼し、登録作業を実施する。
- ② 西陣をはじめ桐生等の絹織物産地から、力織機(部品や修理等の人材を含む)の供給要請がなされている。また、かつては力織機の生産メーカーも多く存在していたが、今日ではその多くが廃業あるいは他業種への事業転換を図り、力織機が生産されていないのが実態。このような現状を放置すると力織機の設計図等その生産に必要な基本情報が散逸するのが懸念されているところから、関連情報を収集管理する。また、修理等の人材を求める声に対応するため、織機メーカーのOB等の活用についても検討する。
このため、絹織物等伝統工芸産地の調査を関連工業会等と連携して実施する。

3. 知的財産研究活動の推進

知的財産専門委員会の活動を通じて我が国繊維機械の模倣品対策等を一層強力に推進する。

(1) ITMAASIA2018 を通じての中国における知的財産権の意識の向上に資する事業の検討

これまでのかかる論点に関する CTMA からの要請(日中合作によるセミナーの実施等)を踏まえ、JETRO 及び特許庁等関係機関との協力学キームを構築し 2018 年に実施の方向で検討する。そのために、各社の知財担当者が訪中する ShanghaiTex 2017 の機会を活用し、知財に関する実態及び要望等について CTMA 及び JETRO 等と意見交換する。

(2) ITMAASIA2018におけるIPR・Officeの権能の強化について

会期が限られている展示会において、模倣品等の展示を差し止める等実効性ある措置の発動はこれまではなされてこなかった。明らかに模倣品であるというケースにおいてはIPR・Officeの権限で、その場で展示差し止め等を措置できるように、これまでのITMA2015、ITMAASIA2016の実態を踏まえて、主催者であるCEMATEX、CTMAへIPR・Officeの権限強化及び申立受理要件の緩和(申請時の提出書類の軽減)等について提案・協議する。

(3) CTMAが実施しているCTMA会員が関係する知財紛争の調停機能について、その後の実績等情報収集する。また、必要に応じて、中国知財当局、CTMA及び在中JETRO事務所等現地知財関係機関との意見交換の場を設ける。

(4) 上記諸活動を踏まえ、関係諸機関等の知財担当者を交えて意見交換を実施する。

4. 繊維機械の標準化について

(1) 繊維機械及び付属品に関する規格についての改定見直し、並びに規格の制定を行う。

具体的には、

- ① JIS規格原案改正調査に関する事業(日本工業標準規格改正原案作成事業)
- ② ISO(国際標準化機構)への審議回答に関わる事業(国際繊維機械規格回答原案調査作成事業)

(2) 第四次産業革命、IoT、ビッグデータ及びAI等々、製造現場における情報の高度活用が求められているところ。協会は、ロボット推進協議会等の場を通じて情報収集し、会員企業への情報提供を充実する。

(3) 協会内に設置した標準化委員会活動の一環として、川上に位置する紡績から川下までを一気通貫した情報のあり方等について、必要に応じて検討する場を設ける。また、繊維産業や縫製等の繊維機械関連団体との情報交換を実施する。

5. 広報等繊維機械の普及促進事業

協会のホームページを我が国繊維機械業界のポータル・サイトとして位置づけ、協会の事業活動、繊維機械に関する統計データ、会員企業、経済産業省や関連団体等の各種情報を広く社会へ積極的に発信する。

6. 関係機関との交流及び協力

(1) 行政機関等への協力

- ① 中小企業等経営強化法改正における証明書の発行について
- ② 行政機関及び関係諸団体等からの要請に応え、繊維機械業界の生産見通し等各種調査等に協力する。

(2) 協会活動の活性化等について

会員企業をはじめ、機械関係諸団体や繊維関連団体等との情報交換等を通じて協会活動の活性化に資する事業を検討する。

7. トップセミナーの実施

繊維機械産業における課題、問題点の解決に資するような知見を有した講師を招いてトップセミナーを秋に開催する。テーマの設定及び講師の依頼について会員のニーズ等を踏まえて決定する。

8. 一般社団法人(協会)関連業務等

(1) 移行後の報告

総会の決議を踏まえて、所要の報告を内閣府へ行う。

(2) 一般社団法人としての事業運営等

定款に従い、適切に協会運営等を実施する。